

事 務 連 絡
平成30年12月14日
(2018年)

指定障害福祉サービス等実施法人代表者様

和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等アスベスト使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

平素は本市福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

社会福祉施設等のアスベスト使用実態につきましては、これまでも調査の実施等にご協力をいただき厚くお礼申し上げます

さて、平成28年12月に実施されました「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」の結果を受けて、今般、厚生労働省よりフォローアップ調査の実施依頼がありました。

つきましては、以下の内容及び「調査要領」（別添）を確認していただき、調査票に回答をお願いいたします。

なお、今回の調査に係る関係資料は適切に保存していただくとともに、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材についても、損傷、劣化等により、アスベストがばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じる等アスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

(1) 提出書類

①様式1-1

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査票

②様式1-2

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査にかかるばく露のおそれのある施設調査票

※①については、該当がない場合も提出してください。②については、該当事業所のみ提出してください。

和歌山市のホームページに様式及び資料等を掲載しています（検索番号：1022031）

トップ>事業者>福祉>障害福祉サービス事業者の方へ>障害福祉サービス事業者の方へ>お知らせ・最新情報

(2) 提出期限 平成31年1月11日（金）必着

(3) 提出方法 メール・郵送・持参

※メールの場合は、件名を「アスベスト調査（法人名）」としてください。

(4) 留意事項 ※「調査要領」(別添)及びホームページ掲載の資料を必ずご確認ください。

①調査対象施設種別

別紙1を参照してください。(※休止中の事業所についても要回答)

②調査対象建築等

平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他工作物

③調査時点

平成30年12月1日(土)時点

④調査対象建材

調査対象物等に使用されている建材であって次のアからエに掲げるもの

調査対象建材	内容
ア:吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石(バーミキュライト)など。
イ:アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト(配管)に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
ウ:アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗材など。
エ:アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版断熱材、石綿煙突用断熱材。

⑤調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定してください。

事務担当
和歌山市障害者支援課 目良
TEL 073-435-1060
FAX 073-431-2840
Mail shogaishashien@city.wakayama.lg.jp